

# 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額について

平成 18 年度の税制改正において、暮らしの安全と安心のための税制の一環として固定資産税に係る耐震改修促進税制が創設しました。この制度により、住宅に一定の耐震改修をおこなった場合、その住宅に係る固定資産税が減額されます。

## 1. 減額措置の適用条件

### (1) 住宅の要件

- 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅であること

### (2) 工事の要件

- 現行の耐震基準に適合する改修工事であること
- 耐震改修工事費用が 50 万円（税込）を超える金額であること  
※耐震改修とは直接関係のない、壁紙の張り替え等に係る費用は対象工事額に含まれません
- 平成 18 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに工事が完了すること

## 2. 減額の内容

### (1) 耐震改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を 1 / 2 減額

耐震改修後、当該家屋が認定長期優良住宅に該当する場合は 2 / 3 減額

※都市計画税は減額されません

### (2) 1 戸あたり 120 ㎡相当分までの固定資産税が 1 / 2 減額

120 ㎡を超える部分は通常の固定資産税が課税されます

## 3. 申告の手続き

減額の適用を受けるには、耐震改修後 3 ヶ月以内に大河原町税務課へ申告が必要です。

### (1) 提出書類

- 耐震改修住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

### (2) 添付書類

- 耐震改修工事に要した費用を証する書類
- 現行の耐震基準に適合する改修工事であることを証明する書類（以下のいずれか 1 つ）
  - ア 増改築等工事証明書
  - イ 住宅耐震改修証明書
  - ウ 住宅性能評価書の写し
- 認定通知書の写し（認定長期優良住宅に該当することとなった場合）

## 4. 留意点

- (1) 新築住宅の軽減又は省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額制度との併用はできません
- (2) この制度による減額は 1 度しか受けることができません。

## 5. 問い合わせ

- (1) 耐震改修工事に関する問い合わせ先：大河原町役場 地域整備課（53-2445）
- (2) 固定資産税減額申告に関する問い合わせ先：大河原町役場 税務課（53-2113）

# 固定資産税住宅耐震改修減額申告書

令和    年    月    日

大河原町長 殿

申告者 (納税義務者)	住所・所在	
	(フリガナ)	
	氏名・名称	印
	電 話	
代理人	住所・所在	
	(フリガナ)	
	氏名・名称	印
	電 話	

大河原町税条例附則第 10 条の 3 第 6 項の規定に基づき、次の家屋に係る住宅耐震改修に伴う減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

## 記

家屋の内訳	所在・地番			
	家屋番号		種類(用途)	
	構 造		床 面 積	. m <sup>2</sup>
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	耐震改修工事完了年月日	年 月 日	耐震改修工事に要した費用	円
三ヶ月以内 に提出 できなかった理由	※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。			
備 考	※太枠内は職員が記入しますので、申告者の方は記載不要です。 添付書類 <input type="checkbox"/> 地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書 <input type="checkbox"/> 住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 耐震改修に要した費用の確認ができる書類(領収書等)の写し			

## 記入方法

1. 申告者（納税義務者）の欄には、住宅耐震改修に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号を記入し、押印してください。
2. 代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する人、その他の代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。  
なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。
3. 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・用途・構造・床面積・建築年月日・登記年月日・耐震改修工事完了年月日・耐震改修工事に要した費用をそれぞれ記入してください。

## 4. ※記入例

家屋の内訳	所在・地番	大河原町字新南19番地		
	家屋番号	12-3	種類（用途）	専用住宅
	構造	木造	床面積	112.15㎡
	建築年月日	S56年12月20日	登記年月日	S56年12月20日
	耐震改修工事完了年月日	H27年10月13日	耐震改修工事に要した費用	50万円

5. 添付書類として、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書、住宅性能評価書、耐震改修に要した費用の確認ができる書類（領収書等）の写しを提出してください。
6. 備考欄は職員が記入しますので、記載の必要はありません。